

# 一般社団法人映像倫理機構（略称：映像倫）の団体指定について

## 1 本県の有害図書類の指定について

愛知県青少年保護育成条例に基づき有害図書類を指定する場合、以下の3種類の指定方法による。

指定方法	概要
個別指定 条例第6条 第1項	個々の図書類ごとに有害性の有無を審査し、青少年の健全な育成を阻害すると認められるものを、有害図書類として指定するもの。 ・著しく性的感情を刺激するものであること。 ・著しく残虐性を有するものであること。 ・自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。
包括指定 条例第6項 第2項	1冊ごとに指定の手続きを行わなくても、愛知県青少年保護育成審議会の意見を聞いて、規則で有害図書類として指定されるもの。 ・書籍又は雑誌については性交等のページ数が20ページ以上等。 ・テープ又はディスクでは性交の場面等の時間が合わせて5分を超える等。
団体指定 条例第6条 第3項第3号	図書類取扱業者で構成する団体が行っている自主規制を活用し、当該団体が青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不相当であると認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものについて、有害図書類として指定されるもの。

## 2 団体指定を実施する理由について

図書類を取扱う団体の自主的な取組みとして、青少年に悪影響を及ぼすおそれのあるビデオ、DVD、ゲームソフトなどについて年齢制限を設け、販売店等にこれを遵守するよう呼びかけを行っている。

そこで、有害図書類の効率的かつ効果的な指定のため、知事がこのような団体を条例第6条第3項第3号の規定による団体として指定し、当該団体が青少年の閲覧等を不相当と認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものを有害図書類とすることとしている。

この団体指定の実施により、有害図書類の迅速な指定ができるとともに、図書類取扱業者も容易な判断ができるものとなっている。

条例上、団体指定の規定を設けている都道府県は、青少年関係条例を有している46都道府県のうち、大阪府、京都府、北海道、宮城県など26道府県である。

## 3 本県の団体指定の状況

本県では、以下の3団体を指定している。

(平成23年10月14日現在)

団体名	図書類の内容	本県の 団体指定年月日	全国の 団体指定状況	指定団体マーク
日本ビデオ倫理協会 (略称：ビデ倫)	ビデオ・DVD	H17. 3. 29	18道府県で指定	
コンピュータソフトウェア倫理機構 (略称：ソフ倫)	パソコン用ゲームソフト	H17. 3. 29	24府県で指定	
コンピュータエンターテインメントレーティング機構 (略称：CERO)	家庭用ゲームソフト	H18. 4. 25	17府県で指定	

## 4 ビデ倫の業務を引き継いだ一般社団法人映像倫理機構（略称：映像倫）の設立について

年月	経緯
S47	・日本ビデオ倫理協会（以下「ビデ倫」という。）設立
H20. 3	・ビデ倫の審査部統括部長とビデオ制作会社社長が、モザイクをわざと薄くしたとして、わいせつ図画頒布幫助の容疑で逮捕。（ビデ倫は、H20. 6末でビデオ等の審査業務を終了し、管理業務のみとなった。）
H20. 7	・ビデ倫加盟メーカーが、新たな審査機関として「一般社団法人日本映像倫理審査機構(日映審)」を設立。
H22. 12	・日映審と、審査基準が同じ別の自主規制団体である「コンテンツ・ソフト協同組合」が統一し、「一般社団法人映像倫理機構(映像倫)」を設立。

## 5 一般社団法人映像倫理機構（略称：映像倫）の団体指定に関する検討について

### (1) 平成23年度第1回愛知県青少年保護育成審議会（平成23年11月14日開催）における説明

有害図書類の効率的かつ効果的な指定のため、この団体の概要及び団体における審査方法について確認した上で、団体指定をする予定であることを説明し、**審議会の賛同を得た。**

### (2) 社会活動推進課職員による団体の調査について

ア 日時及び場所 平成23年12月6日（火） 東京都新宿区内「一般社団法人映像倫理機構」

イ 調査員 2名【社会活動推進課青少年グループ 渡邊課長補佐 安藤主査】

ウ 調査内容 以下の表のとおり

団体の概要について	目的等	定款と規約により、法人の目的や事業内容が明らかにされており、青少年の健全育成も目的の一つとされている。 【目的】映像ソフト関連事業の健全な発展と映像文化の普及向上を促進し、表現の自由を護り、社会に許容される倫理基準に沿ったもの作りを推進する映像ソフト業界の第三者自主規制審査機関として、制作者の表現の自由と創造性の育成を推進し、青少年の健全育成に資するとともに、善良かつ健全な社会風俗の育成に努め、広く社会と業界の秩序ある発展を目指し、会員の制作する映像著作物の倫理上の審査を行い、安全な国民生活の確保に貢献することを目的とする。
	会員数	映像ソフトの事業者等128社が正会員となっている。これは、業界全体約200社のうち、6割強である。 会員一覧表を確認したところ、SODクリエイティブ株式会社、株式会社CAなど、いわゆる業界大手の事業者が多数会員となっていることが確認された。
	役員	理事は、3名以上10名以内であり、第三者性を担保するために、代表理事は外部有識者から選任することとし、理事の過半数は外部有識者としている。 <理事会は、月1回開催している。> 【理事 8名】（代表理事）国士舘大学法学部片山等教授（外部有識者）4名
	諮問機関	学識経験者からなる諮問委員会を設置している。 <年1、2回開催> 【諮問委員 3名】東京大学 奥平康弘名誉教授他
	審査本数等	・平成23年10月は、800本（映像776本、ゲーム24本）審査した。 【他の自主規制団体を含めて、業界全体の同月審査本数1,770本のうち45%を占める】 【売上げ本数では、販売の70%程度、レンタルの90%を占める】 ※他の自主規制団体4団体は、映像倫と比較して規模が小さな事業者が多い。

指定団体マーク



審査方法について	基準	・DVD等の審査にあたり、映像ソフト倫理規程集を定めている。
	審査員	・総数31名。男女比率は6：4とほぼ等しい状態として、また、年齢層は20代から60代と幅広くすることにより、男女間や年代による倫理観の偏りを防ぐこととしている。 【内訳：男性18名（最年長は61歳）、女性13名（最年少は24歳）】 ・審査員は、1日4本（360分間）の映像を確認する。 ・OJT研修等を経て半年程度で一人前となる。
	審査機関	平成23年7月に、審査機関であった「一般社団法人審査センター」を吸収合併して、作品審査をより身近にかつ厳正に行うことができるようにした。 「一般社団法人審査センター」の理事は、すべて制作メーカーの者であったが、合併により、外部の理事の目を通して審査に客観性をもたせることができた。
	映像ソフトに対する審査手続き	① 2人の審査員が個別に確認する。（結果の異なる場合が多い。） ② それぞれの審査結果を基に、3人目の審査員（最終確認者）が最終審査結果を出す。（3人目の審査員は、5年以上のキャリアを持つベテランであり、審査員31名中5名のみである。） ③ 判断に迷う場合は、3人目の審査員5名が集まって協議する。 ④ それでも判断に迷う場合は、31名の審査員全員で協議する。これは、月に1～2回程度。 ⑤ 最終審査結果を各社担当センター職員が各メーカー担当者に報告する。 ※ DVDは、14インチの画面で確認（モザイクの有無は小さい画面が分かりやすいため）
	再審査	モザイクの有無、倫理性に反するもの等でメーカーへ修正等お願いするものは、平成23年10月で92.8%。
審査拒否	「日映審」のとき、H20とH21に、倫理性の観点から審査拒否で1本ずつあった。	

### (3) 他都道府県の団体指定の動向

平成23年3月から12月末日までに、11道府県（宮城県、鹿児島県、秋田県、兵庫県、北海道、徳島県、福岡県、京都府、島根県、山形県、鳥取県：指定順）が団体指定している。  
今年度中に、三重県も団体指定する予定である。

## 6 団体指定の検討結果について

前記5（2）のとおり、当課職員により一般社団法人映像倫理機構の調査を行ったところ、条例第6条第3項第3号に基づく団体指定を行うことは妥当と認められた。

#### 【理由】

- ① 団体は、定款や規則に従い、会員を募集し、理事を選任しており、また、理事の過半数は外部有識者とするにより第三者性が保たれており、適正に運営されている団体といえること。
- ② 会員数が多く、審査本数や売上高も多いことから、団体指定を行った場合の効果が高いことも認められること。
- ③ 映像ソフト倫理規程集を定めて審査員による厳しい手続きをにより審査していることが確認されたことから、公平性や倫理性においても満たされているといえる。  
※ 平成24年2月7日の県公報に登載、3月1日から施行する。